

県南地域NPO法人・ボランティア団体広報支援事業実施要領

福島県県南保健福祉事務所

1. 目的

県南地域で活動している保健・医療・福祉に関するNPO法人、ボランティア団体（以下「NPO等」という。）の活動を、広報支援することによって多くの地域住民に周知し、地域福祉の向上に寄与することを目的として、県南地域NPO法人・ボランティア団体広報支援事業（以下「支援事業」という。）を行う。

2. 事業内容

支援事業は、事務所ホームページを通じて、管内のNPO等の組織や活動内容の情報を提供する。

3. 実施対象

支援事業の実施対象は、1の目的に同意するNPO等とする。

4. 実施手続

支援事業の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本事業の目的に賛同するNPO等は、毎年4月1日、もしくは登録内容に変更が生じた場合はそのつど、県南保健福祉事務所へ「登録(変更・削除)用紙(別紙様式)」を提出する。
- (2) NPO等から提出された登録(変更・削除)用紙を審査のうえ、事業目的に合致すると認められた場合は、事務所ホームページに登録する。
- (3) 内容については必要に応じてNPO等に照会することとし、その結果、明確でない事項については、登録しない。
- (4) NPO等が支援活動において以下の状態に至ったと認められる場合は、事務所ホームページから当該内容の削除を行う。
 - ①活動を休止又は解散したとき。
 - ②活動で著しい不正が確認されたとき。
 - ③活動の一部又は全部が、本事業の目的に該当しなくなったとき。

5. 庶務

支援事業の庶務は、総務企画部総務企画課で処理する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年6月1日から施行する。